

東剣連発第7号
令和7年4月7日

理 事
監 事 殿
評 議 員
団体会長

一般財団法人東京都剣道連盟
会長 千葉 胤 道



拝啓 陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

東京都剣道連盟（以下「東剣連」といいます。）は、令和7年3月27日付けで下記の処分を行いましたので、処分の実効性確保及び同種事案の再発防止のため、通知するとともに以下のとおりの対応をお願い申し上げます。

記

1. 処分内容等

(1) 被処分者

南澤 康賀 剣道七段教士（当時足立区剣道連盟所属、同連盟除名処分済み）

(2) 処分内容

登録会員資格停止 2年

(3) 処分の理由

竹刀稽古の指導中、生徒（当時7歳）の頭部を面の上から木刀で一回殴打するなどし、よって、症状の継続が1か月程度見込まれ、約半年間の加療を要する頭部打撲、脳震盪及び約1年間の経過観察を要する脳震盪後症候群の傷害を負わせた。

2. 加盟団体に求める対応

(1) 前記処分期間中、被処分者を登録しないこと

※一般財団法人 東京都剣道連盟登録手続きおよび登録会員取扱い規程2条により、加盟団体に所属する3級受審者以上の会員は自動的に東剣連の登録会員となるため、

なお、前記登録会員資格停止の処分は、東剣連が管轄する大会や審査会に参加できなくするものであり、各加盟団体内の競技施設の規則にしたがった一般人としての稽古参加を拒否することまでを求めるものではありません。

(2) 登録団体に対し、本事案のような不適切指導等が行われることがないよう指導すること

(3) 不適切指導等が発覚した場合には、速やかに事実確認を行い、当事者のプライバシー保護に配慮して適切に対応すること

以 上